

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、防水工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、C会社を元請とする工事において、シールド到達抗内の最終水洗い作業をしようとしていた他の従業員が落としたグレーチング蓋が請求人に当たり、負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「右橈骨々幹部開放骨折、右尺骨々幹部開放骨折」等と診断され、その後、同年〇月〇日、E病院に転医し「右前腕骨開放骨折」等と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書及び請求人の主訴から、右上肢露出面の醜状障害、右上肢の機能障害及び神経症状であると認められるところ、右上肢露出面の醜状障害は、決定書理由に説示のとおり、引用する障害等級表上の障害等級に該当する障害とは認められず、また、局部の神経症状については、動作時等に疼痛が生じるものであって、かつ、請求人に対する治癒後の処方が鎮痛用の外用薬1種類に止まっていることから、受傷部位に時々強度の疼痛を残すものとは考え難いこと等に鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

さらに、請求人の右上肢の機能障害についてみると、上記F医師作成の診断書及びG医師作成の意見書に記載するいずれの測定値によっても、引用する障害等級表上の障害等級に該当する障害とは認められず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、審査官の判断は妥当であると思料する。

したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

- (2) 再審査請求代理人は、上記F医師作成の回答書を根拠に、請求人には障害等級第12級の6に該当する右上肢の機能障害及び障害等級第12級の8に該当

する長管骨の変形障害が認められる旨主張するところ、請求人の治癒時における同医師作成の診断書を含む一件記録に基づく当審査会の判断は上記のとおりであり、同回答書によっても上記判断を変更すべき明確な根拠を見いだすことはできず、当該主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。